

## 審議会等の会議結果報告

|             |                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 会議名      | 平成29年度 第1回松阪市景観計画改正検討委員会                                                                                                                                                                                       |
| 2. 開催日時     | 平成29年5月17日（水）<br>午後1時から午後3時37分                                                                                                                                                                                 |
| 3. 開催場所     | 松阪市殿町1340番地1<br>松阪市役所 議会棟2階第3・4委員会室                                                                                                                                                                            |
| 4. 出席者氏名    | <p>(松阪市景観計画改正検討委員)</p> <p>浅野 聡（委員長）、中村 貴雄、宮本 公夫、<br/>松田 ますみ、門 暉代司（委員長代理）</p> <p>(事務局)</p> <p>建設部長 : 小山 誠<br/>建設部次長 : 長野 功<br/>都市計画課長 : 長谷川 浩司<br/>景観担当主幹兼景観係長事務取扱 : 山本 誠<br/>景観係主任 : 新田 浩隆<br/>景観係 : 亀谷 佳伸</p> |
| 5. 開催および非公開 | 公開                                                                                                                                                                                                             |
| 6. 傍聴者数     | 3名                                                                                                                                                                                                             |
| 7. 担当       | <p>松阪市建設部都市計画課景観係</p> <p>電話 0598-53-4166<br/>FAX 0598-26-9118<br/>e-mail <a href="mailto:tos.div@city.matsusaka.mie.jp">tos.div@city.matsusaka.mie.jp</a></p>                                                  |

## 平成 29 年度 第 1 回松阪市景観計画改正検討委員会議事内容

### 1. 委嘱状の交付

### 2. あいさつ

### 3. 委員長及び委員長職務代理の選出

### 4. 議事

- (1) 松阪市景観計画改正検討委員会について
- (2) 松阪市景観計画見直し（中間案）について
- (3) 太陽光発電設備に係る届出状況について
- (4) 太陽光発電設備の設置に関する景観形成ガイドラインについて
- (5) 意見交換

### 5. その他

事務局     ・ 審議会開催にあたっての説明  
              ・ 傍聴者入場の説明

副市長     ・ 委嘱状交付  
              ・ あいさつ

各委員     ・ 自己紹介

事務局     ・ 自己紹介  
              ・ 委員長及び委員長代理の選出  
              ・ 委員出席人数の確認  
              ・ 配付資料の確認  
              ・ 議長選出

それでは、委員長、議事進行をお願いします。

委員長     それではみなさん改めて今日どうぞよろしくお願いします。それでは座らせて  
              いただいて司会をしますので、よろしくお願いいたします。では早速第 1 回の景観  
              計画の改正の検討を始めていききたいと思います。ただいま資料の確認をしていただ  
              きましたので、この資料に基づいて、一旦事務局の方で課題や対応等について、整  
              理していただきますので、資料の説明をしていただければと思います。毎回景観計  
              画改正の検討委員会で検討していきたいと思いますが、もし意見を委員会の中で出  
              せなかったような場合は、委員会が終わった後に日にちを決めますので、事務局へ  
              メールで補足意見を出していただいて、次の検討委員会に臨むということで対応し  
              たいと思います。それでは、今日の議事として、(1) から (4) まで準備してい  
              ただいていますので、まず最初に一通り説明をしていただきまして、そのあと (5)  
              の意見交換で説明のあった資料について、委員のみなさんからご質問やご意見を  
              いただきたいと思います。それでは今日の議事の全体像を理解するという事で、資  
              料の説明を事務局からよろしくお願いします。

事務局     ・ 4 議事を説明。

委員長     どうもありがとうございました。たくさんの内容を説明していただいたので、区  
              切ってご意見をいただければと思います。議事の (1) 松阪市景観計画改正検討委  
              員会についてということで、この委員会の位置づけについて、資料の 1、それから  
              スケジュールについては、資料の 7 を使って説明をしていただきました。スケジ  
              ュールについて、状況に応じて柔軟に見直しがあると思います。まず資料の 1 と 7 の  
              ところで何かございますか。

委員長        よろしいですか。私から確認と提案なんですが、景観計画改正の検討なんですが、景観計画に付随して、重点地区のガイドラインなど策定されていますので、共同研究ではセットで見直しをしているので、景観計画と書いてありますが、この狭い文書だけではなくて、それに付随する太陽光発電のガイドラインや重点地区のところでいうと既に景観計画に付随して出されている市のガイドラインがありますので、そういった関連するものも適宜含むということで対応していただけたらと思います。狭い意味での景観計画書だけですと、景観計画の法体系で抜け落ちてしまうことがたくさんありますので、計画書に書いてそれ以外は市の要綱やガイドラインで補足している形式になっていますので、よろしくお願いいたします。他にはよろしいですか。では、現時点ではこの位置づけと予定で次回以降進めていきたいと思います。

                それでは、続きまして議事の（２）です。松阪市景観計画見直し（中間案）についてということで、これが次回以降１番検討していきたい内容です。資料の３とＡ３資料１枚で、目次の見直しについて、説明をしていただきました。今後各項目の具体的内容について、掘り下げて検討していきたいと思いますが、現在のこの案について、何かご質問ご意見があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

委員            よろしいですか。見直し中間案の中に、景観重要公共施設の指定ということで、例えば、婦人の家の扱いはどうなっていましたか。

事務局        見直し中間案でいきますと、５４ページ以降にあげさせていただいておりますように、現時点では個々の施設までは考えていません。道路や河川や公園といったことを以前変更の計画に記載しておりまして、そこでは具体的にどこという指定はしておりませんでしたので、道路と河川について具体的な提案としてあげております。管理者との協議も必要ですが、市の関係部署には５月１１日に提案させていただきました。所有者が市以外については、今後協議をしていかなければならないところ です。

委員            建物については、まだ決めていないということですね。

事務局        そうですね。そこまではまだ含めていない状況です。

委員            おっしゃってみえるのは、プラザ鈴でしょうか。資料９の土地利用計画では消えております。

委員            当時としては景観にも配慮して建築された建物であったため、景観に関しては相当重要な建物ではないかと思うので、聞かせてもらいました。

委員長 プラザ鈴に関して何かご意見があればあとで事務局に出していただいて、もし景観計画の中で審議するとなると、景観重要建造物としてできるかどうかという検討が必要でないかというご意見になるかと思われます。また土地利用に関してですと、土地利用の検討委員会で検討していますので、この場では参考意見としてうかがい、今後、必要に応じて景観計画見直しの際に、意見を出していただければと思います。それからプラザ鈴は、よいほモールの沿道のところで勾配屋根として景観に配慮して建築され、当時の松阪市では景観計画も景観条例もない段階で景観に配慮して設計していただいたという意味で価値があるというご指摘かと思います。このような事例を踏まえて現在は重点地区指定もできており、この設計は、今の松阪市の景観計画に影響を与えている1つの事例であると思います。建築物の景観的な価値について検討するとなると、調査した方がいいのかなと思います。残せる可能性、持っている価値や維持管理に関すること、今日はそういった問題提起をしていただいたということですのでよろしいでしょうか。では他の方向がありますか。

委員 中間案の中にある電気及び通信設備の中に、環境問題にも当然かかってきますが、風車というのは入るものでしょうか。もう一点、最近要望も上がっていますが、津波避難施設は、該当する基準はあるのでしょうか。

委員長 津波避難タワーですね。高さ10mを超えると景観上の対象となり、市が建てるとなると、担当部局から都市計画課へ景観計画に適合しているという通知を行うこととなります。

委員 43ページでいうとどの行為に該当しますか。

事務局 実務的な話でいくと、風車ですとウに該当する可能性があるかと思います。高さ10m超ということで、個人所有の小さい風車でも15mはあると聞きますし、当然大きな風車ですと4、50mになってくると思いますので、届出に該当してきます。基準となってくると、37ページにあります。景観上の配慮を求めていくことになるかと思います。

津波避難タワーに関して、複合的に含む施設として受けた県から通知を受けた例がありますが、ウに該当しない場合でも、ス「その他の工作物」というところで、高さ10mを超えるもの、また壁などがあり、建築物として取り扱う場合については、1の建築物として高さ10mを超えるものとして、いずれかに該当してくると思います。

委員長 ありがとうございます。今後風車の届出は増えそうですかね。もし増えそうならガイドラインを作っておいた方がいいかもしれませんし、見通しはどうですか。

事務局 風車については、見通しは中々、突然出てくるということがありますが、景観

審議会の方には、影響が大きいので業者の方からも早い段階での相談や、環境サイドから話もありますので、それが上がってきた段階で審議会の方に相談させていただいてとは思っていたのですが、最近そういった案件があったときも事業として進んでいないところがありますので、審議会には上がってないんですが、もし動きがあれば審議会に相談させていただきたいと考えています。それが頻繁に出てくるようになれば、話のありました、次の段階となってくると思います。

委員長 景観審議会でも紹介しましたが、志摩市の景観審議会では、風車の1基だけの届出もありました。実験的にやりたいという話で、そういうものが乱立してくると困りますよね。幸い松阪市では実験的にではなく、束になって設計されていて、そうすると事業者としても構想は持っていて相談に来ても、いざやる段階になって頓挫するということが、過去もあったと思います。志摩市は、風力発電への対応を太陽光発電とセットでやっています。松阪市も単発的なものが出てくると困りますよね。1基だけ出てきた場合に許可すべきか、意見をつけるべきか。将来懸案事項となる可能性がありますので、全国的な動向も調べておいていただけますか。太陽光発電への対応もやりますので、一緒にやっていくということも多分にあると思います。風車の方は環境省が国立公園の方でガイドラインを出していますので、それを参考にとすると作りやすいと思います。津波避難タワーですが、松阪市の沿岸に津波避難タワーを作る計画は持っていますか。今のところはないですか。直ちに出てくる状況にはないですか。

事務局 沿岸部や三雲においては、避難タワーという要望は上がっていますが、実際計画段階にはなっていないと理解しています。

委員長 津波避難タワーは必要がありますので、ガイドラインを作っておくと、配置の調整もできるといいですね。災害上の視点だけで場所を決めて、たまたまいい街並みの後ろとかいい建造物の直近に作られると、携帯基地局の鉄塔が田園風景を壊したという批判がありますから、それと同じ問題を繰り返さないようにしておいたらいかなと思います。ただ津波避難タワーに関しては、民間事業でやる例は全国的にほとんどなく、ほとんど公共事業なので、公共の内部で調整ができると思います。他の部局が勝手にやらずに、都市計画部局ときちんと調整して配置に配慮してもらえれば、問題はないなと思います。それに比べて風力発電は民間企業なので、トラブルは起こしやすくなるかなと思います。では津波避難タワーも直ちに計画がなければ、今回は将来的にそういったことも検討ということにとどめておくということもありますし、庁内でそういった動きがあるかどうか確認をしておいていただけたらと思います。では、他いかがでしょうか。

松阪市で歴史的な建造物の保存と活用を進めていく上で、今日の段階でなければ次回以降で構わないですが、ヘリテージマネージャーの立場からいい提案とか提言があればお願いしたいと思いますが、いかがですか。

委員 街を作る風景は、大事なことです。景観の方だけではなくて、まちづくりそのものに関わってくることだと思いますので、いい街と言われるところは風景もいいので、そういう方向に持っていけたらと思っています。保存活用もあるが、活用されずに抜けていくことで街並みが結果的に、崩れていくということは、これから大いにあることだと思います。

委員長 今回見直しの背景の一つになっていますが、景観重要建造物の指定は現在 1 件でした。1 つできたことは実績ですが、2 件目以降を指定していきたいというのは、今回見直しの大きな背景にあります。景観重要建造物指定が広まれば、ある程度保護することも可能ですし、指定を受ければ所有者の方が何かあったときに相談に来てくれますので、行政としては早い段階でトラブルを察知できますよね。指定がないとかなり深刻な状況、取り壊さざるを得ない状況になってから発覚するので、中々そこから保存運動を起こしてもうまくいかないことが多いです。できれば景観重要建造物指定の輪を広げていく、そういった意味ではヘリテージマネージャーのみならずのご意見とか、先ほどもご紹介していただいた通り、医師会館の調査されたりですとか、日頃から色々されていると思いますので、そこからそういう活動を後押しするような提案をしていただけたらと思います。

委員 中心市街地で計画されていますが、それとはもっと外れた周辺でも、地域の人が意識できるような指導的なことができればいいのかなと思います。後手後手にまわっていてはうまくいかないのです。

委員長 松阪ヘリテージの会でリストなどはお持ちなんですか。ここにこういういいものがあるよとか。

委員 徐々に動きはありますが、具体的にはやっていません。本当は我々から松阪にはこういういいものがあるよとか、出せるといいのですが。

委員長 景観計画も市民のみなさんや市以外の専門家の協力がないと、行政だけの部署だと人手に限りがありますので、ぜひヘリテージマネージャーの会からもリストなど作っていただいて、景観審議会などに、参考資料に提供していただくと、指定の輪が広がっていく可能性もありますので、色々ご協力いただけたらと思います。

委員 先日会合が持たれて、中心部の第 1 小校区と幸小校区のまちづくり協議会とか色々な団体が集まられて、中心部の城下町の様子を再現しようという取り組みが始まったんですが、その中で 2 年くらいの間にまさに重要建造物、重要樹木を指定して残そうという話になっています。そういった動き、活動が市民の中に起こってきたんです。そういう市民の動きがありますので、こちらが後手にならないように進めて

いただいた方がいいと思います。

委員長      都市計画課の方では、その動きは把握されていますか。

事務局      松阪中央住民協と幸住民協の歴文観部会という中で、そういう話は把握しております。部会の内容は、景観の方でも接点があるのかなという認識です。

委員長      わかりました。新たな動きがあれば情報提供してください。市民のみなさんがそういうことに関心を持っていることは、とてもいいことだと思います。できれば国の登録文化財指定登録と重要建造物指定同時にやっていただくとメリットが多いと思います。そこにヘリテージマネージャーの方が調査とか活用アドバイザーとして協力して頂けるとすると実現も高まるので、城下町の中でそういう動きがあればぜひ応援したいと思います。いいものが地域から推されて来れば、助かりますよね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員      先ほどのお話と関わると思いますが、景観というのは何かものを守るだけではなくて、まちづくりの手段である、先生おっしゃって、プラザ鈴の話もそうでしょうけど、そこで暮らしの中でそこを活用していらっしゃる方がいたりだとか、思い出の木とか、暮らしの中にみなさんそれぞれに思いがあるからこそ、それを守ろうという風になるのであれば、先ほどの総合計画との整合性とありましたが、松阪に住んでよかったと思える街づくりというのが、中間案の中にどういう風に読み込んでいけばいいかなと思うと、総合計画の中にもあったわかりやすさというのが、どういう風に伝えられるのかなというのが、まだ内容を十分読めていないですが思ったことです。資料8 豪商のまち店舗改装費補助金パンフレットの中の、「松阪もめんの暖簾および松阪の木に係る額の1/3を補助します」というのは、どういう内容でしょうか。

事務局      これまで中心市街地の商店街が対象だったものを、全地域に拡大し、補助金額も変更されたものとなります。松阪もめんの暖簾や、柱や壁など建物の構造材に松阪の木を活用された場合、補助が上乘せされるものです。

委員長      他によろしいでしょうか。

委員      景観重点地区の指定が進んできた中で、次と思われる場所が入っていますか。例えば始め8つ地区を考えていて、3つ4つ指定がされてきたあとは、今回の見直しの中で追加していくことはあるのか、方向性を教えてほしいと思います。

事務局      委員さんがおっしゃられたように、重点地区指定が3地区ございまして、それ以外に候補地区というのがあります。候補地区である射和・中万地区の中のうち、中

万地区においてまちなみ保存委員会の方が精力的に動いていただいている状況で、重点地区指定に向けて事務局も毎月会合に参加しているものです。ただ、現時点で見直し中間案の中で、新たな重点地区や候補地区に関する記載はありません。指定には、住民の方の同意も必要かと思いますので、並行して検討していければと思います。候補地区の中での活動状況としては、中万地区における活動が1番大きな取り組みとしてあげられます。

委員        その次の地区その次地区という大変ですが、その辺への焦点というか、認識というのか、育てていく必要があるのではないかと思います。くどいようですが、公共施設と公共建築物の表現で認識がずれているのかもしれませんが、昔カネボウの赤れんがの建物をどうするかという問題があった際に、やはり耐震、バリアフリーの費用の面から取り壊しの方向になっていたが、1度壊してしまうと元に戻らない、なるべく安くなるように建築上工夫して考えるという中で、最終的に同意をもらい保存へ至ったという経過があります。そういう景観に対する、行政のそれぞれの部署の対応の仕方を考えていただきたいという風に思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長        ありがとうございます。あの建物残すというのはすごく画期的でしたね。

委員        その当時はみんな壊してしまえというのが多かった。

委員        あの時、文化財建造物保存技術協会に、保存の方法というのを委託して調査やつてもらって保存という方に変ったんですが、色々な公共施設、民間もそうですが、専門的なところの意見も聞きながら、ただ単にコストの面でみるのではなく、というのは大事だと思いますね。

委員長        おっしゃる通りだと思いますね。三重県内では紡績工場は、ほとんど取り壊されてしまったので、三重大の前にもありましたが、本当に紡績工場で数少ない例ですよ。そのあとずっと後になってから富岡製糸場が世界遺産になったわけですからね。三重県内でもあの時残しておけばよかったのでは、という意見もあるかと思います。富岡製糸場行くと四日市の大きな製糸場とか出てきます。そういった中で松阪市残っているというのは、画期的なことだと思います。ありがとうございます。他によろしいですか。

ちよっと急ぎます。議事の(3)と(4)で、先ほどから一緒に意見を出していただきましたが、太陽光発電につきましても、今日説明していただいたような方向で、今後見直しをかけていきたいと思います。(3)と(4)と具体的なガイドラインとか中身については、次回以降検討していきたいと思いますが、今日の段階で何か太陽光発電のことについてご意見ございますか。先ほど風力発電のお話もいただきましたが、風力発電の方が規模が大きいので、そんなに減多に出てこないですが、

太陽光発電は規模が小さくて、比較的取り組みやすいので、先ほど資料4でも見せていただきましたけども、かなり大規模な太陽光発電のが設置されていますので、ガイドラインは急いで作った方がいいと思います。今三重県内各市が一斉に作っている状況ですので、先行して三重県の太陽光発電のガイドラインが出されましたので、それを参考にしながら、松阪市として何かアレンジすべきところがあれば入れて、早く作って運用した方がいいと思います。太陽光発電に限って言うと、急いだ方がいいかなと思いますね。

委員        太陽光の中で、パネルは低反射でというのがありますよね。色彩であれば数値で表したりとか、色々な目安というのがあるのですが、反射というのは目視というか、感覚でしかないんでしょうか。よく聞くのが、うちの前にこれが建って暑くなったと。

委員長        建築の素材で反射率とか、何か数値化されていますか。

委員        あまりわからないですけども、設計の段階で、こういう角度で、こういうものを使えば、正面に反射なりするだろうという意識で設計の段階で下げたりとか、そういうことはありますが、あえて反射をさせるという目的で使わないですし、避けようとしているわけですから、材料でこれはこうだからというのは中々ありません。

委員        ビルの鏡面仕上げが日差しの当たり方によってはこの時間こっちがすごく迷惑なんだ、外壁色以前の話なんだというのを聞いたことがあって、太陽光パネルの場合も24時間、夜は別として、日の当たっている角度とか季節によって、行政も1年中対応できるわけではないとしたら、この時間なのよとかいうのもあったりするのかなと思いますながら、そうなると感覚的なものになるのかなと思います。

委員        反射光で室温がものすごく上がってというニュースで、設置者と被害者ともめていると聞きました。配置や植栽でそれを止めるとかの改善はあるんでしょうけど、この角度でどのくらいの反射率でどのくらいの影響はというのが、数値で示せばベターですね。

委員        室温が上がったというのは数値ですね。

事務局        委員長、すいません。実務的な話で、我々も反射というのは中々、把握しづらいのですが、パネルの仕様書は出していただいて、その中でカタログ記載の過去のこの製品と比較して低反射のものといった部分が明記されているかとか、そういった視点から事業者には声はかけて求めています。

委員長        近い将来反射率とか決められるといいですね。色彩は幸い景観法ができてから、

マンセル値でやるというのが、実際この10年間で進んだと思います。今まで低明度とか感覚的に言っていたのが、マンセル値でこの数値超えてはいけなくなりしたので、反射も大きな問題になってくると、基準を作ろうという動きが出てくるかもしれないです。県のガイドラインは私もメンバーの一人として作ったんですが、考え方だけ書いて、あとは個別で指導する方針です。松阪も数値ではまだ書けないと思いますが、文言としては入れておいて、いつでも指導できるようにしておくということで、トラブルを避ける方向でガイドラインを考えていただけたらと思います。他いかがでしょうか。

委員 資料6の(2)③で「山の斜面、丘陵地や高台に設置する場合は、」というのは、土地そのものは改変せずにそのまま設置するという前提の表現になっているんでしょうか。

事務局 そうですね。

委員 資料6の(2)④「尾根線上に設置することは避ける」とあるので、そのレベルの書き方ができないものかなと思い、聞かせてもらいました。山の斜面、丘陵地や高台に設置することは避けること、あるいは、なるべく避けること。してもいいけども抑えてもらえてもらったらどうなんだろうかと。

委員 同じようなことですが、太陽光発電を例えば目隠しであるとか、色彩を抑えるとか、そういう規制しかないんでしょうか。例えば、急傾斜地から何mはダメだとか、景観重点地区から何m離しなさいとか、そういうエリアでもって設置を規制することを設けるというのは、全国的に見てそこまでやっているところはないんでしょうか。

委員長 参考情報なんですけど、志摩市が市議会に出そうとしている条例は、事業を抑制するエリアを指定する条例です。三重県内で初めてです。太陽光発電の最終的には環境審議会の判断とリンクしてですね、開発そのものの是非を問うのは環境審議会の役です。環境審議会を通過してきた案件が、次に景観審議会では、景観計画と照らし合わせて、配置の場所とか色彩とか素材のデザインとか工夫してもらうように審議することになります。景観計画をもとに厳しい意見を出せるのは、松阪市では、景観形成基準を詳細に決めている重点地区指定されているエリアに限られるかなと思います。重点地区以外のところだと、環境の方のアセスメントで通ったものに対して、開発そのものに対してはダメと言うのは難しいかと思います。

事務局 あくまで景観の視点からの指導ということで、法令上太陽光が悪かということ、再生エネルギーですので必要なものだということで、色々な対策が出ているところなので、作ったらダメだという指導が難しく、作ってもらうものについても景観上で

配慮してもらうという指導しか、難しいかなと思います。

委員長 提案ですが、まず重点地区は極力やめるように提案したいですね。住民同意得ていますからね。それから景観重要公共施設の指定ができれば、その沿道も同様の対応をできると思います。その基準に書けばいいですね。

事務局 基本的には大規模なものについての規制になるかなと思います。個人的にやりたい、屋根の上にとということには、見えないようにとか別の規制になるかなと思います。

委員長 他市の動向を見ていて太陽光発電の開発のそのものの是非を問いたければ、別の条例を作った方がいいと思います。我々からそういう提案をすることは可能だと思います。やってもらえるかは別として。

委員 景観という面からは、アセスはないんですか。

委員長 景観という面もアセスにはありますが、景観計画を作っているところだと、そっちに委ねてくるのが一般的だと思います。環境審議会だとどっちかというと、自然の生態系保護とか、騒音とかそういうのが重視されます。もともと環境省が所管していますので。見方を変えるといいタイミングで景観法ができたと思います。景観審議会で補えますよね。今まで環境アセスが通ってても、景観的な配慮の悪いものもどんどん通りました。

③④あたりの表現も今後の課題で、私も次回以降提案しますが、これは県のガイドラインを参考にしてもらったんですね。県のガイドラインの特徴としては、県は自ら重点地区指定などしませんので、一般的な書き方になっています。景観重要公共施設の指定も、できることにはなっていますが、県は自らやりませんから、一般的な書き方になっています。市の景観計画ですと景観重要建造物に指定されている周辺とか、重点地区に指定されている周辺とか具体的な書き方ができますよね。その辺を松阪市の景観計画で決めている内容に準じて、具体的に書いていただくとよろしいかと思います。そうすると④の「歴史的まちなみが整っている地区は」というのも、県のガイドラインだとう書いてありますが、松阪市ですと、「重点地区等のように歴史的町並みが保全されているところ」などのように書けますよね。「景観重要建造物などに指定されている建造物の周辺においては」なども書けると思いますので。その辺に配慮していただけるといいかと思います。他に今日の時点でこの太陽光のガイドラインについて、何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、冒頭お話をさせていただきましたが、毎回の委員会で意見を出しそびれたことがありましたら、メール等で事務局に補足の意見を出していただきたいと思います。今回は5月末までに何かあれば出していただきたいと思います。

|     |          |
|-----|----------|
| 事務局 | ・ 次回案内   |
| 課長  | ・ 課長あいさつ |